

平成29年第4回定例会議事日程（第3号）

平成29年12月19日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

岸 本 加代子 議 員

山 本 定 生 議 員

太 田 文 則 議 員

是 石 利 彦 議 員

横 川 清 一 議 員

平成29年第4回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成29年12月19日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月19日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに、議長よりお願いいたします。発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不適當発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議でありますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、岸本議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（若山 征洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いいたします。また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問者の質問時間は答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されておりますので、消費時間を確認し厳守してください。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回、4つの点について質問させていただきます。

まず1点目、吉富漁港航路の浚渫についてお尋ねいたします。

この問題での9月議会での執行部の答弁は、地方自治体の責務であり、本来の仕事である災害復旧としての航路の浚渫事業をやることに関して、漁協組合に暴力的体質があるという認識から、それを理由に、組合の役員体制を変えないと、漁港航路の浚渫はしないというものでした。

今の状況と、その後の経緯についての報告をまずお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

吉富漁港航路の浚渫につきましては、9月議会でも答弁しましたように、1月以降、航路につ

いては状況は変わりません。また、浚渫の予定はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これ以降については、町長に答弁をお願いします。

災害復旧としての航路の浚渫は、自治体の首長としての責務であるというふうに思います。そしてもう一点、一般的に、1つの団体の運営、役員体制に行政が介入することは間違っていると考えておりますが、この2点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 吉富漁港につきましては、町営の漁港でありますので、町が管理をすることが当然だというふうには思っております。

ただ、先ほど課長も申しましたが、議員さんも御承知だと思いますが、漁業協同組合が暴力的な組織として我々は認定をいたしておりますので、そういう方々と町は、行政と一緒に仕事をすることとはあり得ないというふうに考えております。（「2点目。議長」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） もう一つ。（「2つ言いました」と呼ぶ者あり）もう一回言うて、岸本さん言うて。

○議員（8番 岸本加代子君） 一般的に1つの団体の運営や、その役員体制に行政が介入することは間違っているということについて、どのようにお考えか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 漁業協同組合は、民間の団体ではありますが、漁業者にとって公共的な立場もありますので、我々行政としてアドバイスをさせていただいたということでもあります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 現在、町長、執行部がとっている態度、つまり漁協の役員体制の変更を航路浚渫の条件にする、これは、民主主義の問題として間違っているというふうに思います。この2つのことはリンクさせるべきではない。仮に漁協の中にそういった体質があるとすれば、それはそれとして正されなければならないし、行政としてもそういうアドバイスをする必要があるかもしれません。あると思います。

しかし、そのことを条件に、町が本来すべきことをしないというのは間違っている。これは、民主主義の問題として間違っているというふうに考えますが、その点どうでしょうか。それをリンクさせることについての見解です。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私どもの日本国は法治国家であり、法律の趣旨に従って、行政ではその

最前線で行動していきたいというふうに思っております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もし漁協に町長が言われるような暴力的体質があるのなら、そのことも、そして今回、町長がとっている、町長というか、町長を初め執行部がとっている行為も、これは民主主義の問題であるというふうに考えております。

一方で暴力を批判するのに、みずから民主主義を否定する行為を行うことに自己矛盾を感じていないのか。もし感じないとするのなら、自己の都合のよい問題だけで言葉を弄する御都合主義と言わざるを得ません。このことを申し上げて、次の質問に入ります。

次は、地域猫活動です。

地域猫活動については、一般的には余り知られていない、これが現状だと思います。この活動は、飼い主のいない猫が引き起こす、ふんや鳴き声などの問題を解決するため、地域のボランティアの皆さんが主体となってルールを決めて行う餌やり、トイレの管理、そして不妊去勢手術を行うものです。

その目的は、飼い主のいない猫をふやさず、一代限りで命を全うさせ、飼い主のいない猫をなくすこととされています。結果として、飼い主のいない猫に庭や畑を荒らされて困っている方、ふんや尿を初め、こうした猫の行為によって生活上嫌な思いをされている方の被害をなくすことにつながります。

また一方で、おなかをすかせている猫、寒い思いをしている猫を、かわいそうだと餌やりをしがちな方もいるわけで、こうした方々と困っている方々との間でのトラブルを抑えることにもつながります。

現在、福岡県は、この地域猫活動に対して、不妊去勢手術費用を負担するなど支援事業を行っています。県下で16市町がこの事業の活用を行っており、本町もその一つです。

まず、この活動の意義、本町での活動実態についての報告をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

吉富町では、平成28年度から福岡県地域猫活動に取り組んでいます。この地域猫活動では、地域の住民の合意を受けた上で、飼い主のいない猫の過剰繁殖やふん尿による被害等を防止するため、餌の管理や排泄物の処理を行っている活動グループに対して、不妊去勢手術の援助を行い、一代限りで命を全うさせ、地域から飼い主のいない猫をなくすこと、そして殺処分される猫を減らすことを目的にしております。

吉富町では、昨年度から広津・小犬丸地区で取り組みが行われ、昨年度は17匹の不妊去勢手術を行いました。今年度は15匹の手術を予定しております。この取り組みにより、今後、飼い

主のいない猫がいなくなることにより、猫が地域住民に引き起こす、ふん尿や鳴き声の問題が解消することにより、また、保健所へ引き取りが減ることなど、動物愛護の観点から見ましても、また、町や地域住民にとりましても意義ある活動だと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 意義については、今述べていただきました。本当に意義のある活動だと私も思っております。

次に、支援についてお尋ねいたします。

先日、この活動をしている皆さんと、実情や要望を聞く機会がありました。その中で言われたのが、まず第1に、町民の皆さんにこうした活動について知らせてほしいということでした。確かに知ることで、町民の理解も深まるでしょうし、また、ボランティアとして参加したいという方もふえると思います。そうすれば活動もスピードアップし、目的とする環境により早く近づくこととなります。

また、子供たちに対しても、私の知っている子なんですけども、野良猫に餌はやってはいけないというふうに思うわけですね。やったらいかんのよと言います。でも、餌がないと死ぬよねって。でも、やったらいかんのよと。とても何か矛盾を感じているような子供たちがおります。そういった子供たちに対しても、こういう地域猫活動を知らせるということは、とても安心するのではないかなと思っております。

今、どういうふうにして、このボランティアの皆さんは知らせているかということ、ロコミというのもあるんですけども、町内の掲示板に、そこの自治会の許可を得てチラシを張らせてもらうなどの活動がなされています。

皆さんがおっしゃっていたのは、ぜひ広報で取り上げてほしいということがありました。このことと、あとほかに、支援の一つとしての知らせるということについて、何か考えておられることがありましたらお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

地域猫活動につきましては、昨年度から広津・小犬丸地区で取り組んでおります。まず、活動を始めるに当たりまして、昭和区、小犬丸上区の方には説明会を開催いたしました。また、その後、地区の回覧板や掲示板で活動内容も周知を行いました。

今後は、この取り組みを多くの方にも知っていただきたいと思っておりますので、広報やホームページにも掲載していこうとは思っております。

また、それに伴いまして、町内の他地区から取り組みの要望がありましたら、状況を確認いた

しまして、地域の方の合意や管理体制が整うようであれば、また県のほうに申請をして取り組んでいきたいとは思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

そして、このボランティアの皆さんと話したときに、願い、要望が幾つか出ましたが、いろんな要望あるんですけども、差し迫ったものとして、不妊、そして去勢手術をした後に抗生剤の投与をするんだそうです。

普通の場合は、飼い主の方に飲み薬を渡して、これを後で飲ませてくださいというふうになるらしいんですけども、この野良猫ちゃんの場合は、その後にその猫を捕獲するのも難しいので、手術の後に即注射によって抗生剤の投与をする。この負担が、1回の手術につき2,000円かかる。この2,000円が、今ボランティアの方の自己負担になっております。

福岡県下の16の市町の中には、自治体独自でいろんな取り組みをしているところもありますので、本町では、ぜひこの費用に対する補助を幾分かでもお願いできないかというのが皆さん方の願いでした。この点いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

不妊去勢手術を行った後に注射を打つという補助なんですけど、この福岡県地域猫活動では、あくまでも不妊去勢手術に伴います費用だけが対象になっております。だから、今現在、その注射の費用は入っておりません。

そういう実態を、ちょっとまだ活動を行っていますグループのほうから、まだ話を具体的に聞いておりませんので、まず状況を確認させていただいて、その後、動物病院とか、そういうところとも協議をさせていただいて、いろんないい方法はないか検討させていただきたいと思います。まず、地域活動を行っていますグループの方から聞き取り等を行いたいと思います。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この地域猫活動について、県下の取り組み幾つかあるんですけども、猫よけ機の貸し出しとか、それから所有者のいる猫への登録、これは福岡県ではありませんけれども、さまざまなことが要望に合わせながら行われているようです。

本町でも、ぜひボランティアの皆さんの意見をお聞きになられまして、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

では、3番目です。3番目は、国保の県単位化に伴う国保税のあり方についてお尋ねいたしま

す。

平成30年度より、都道府県が国民健康保険の財政運営責任主体となる新しい仕組みがスタートし、納付金制度が導入されます。新たな制度によって、現在とても高いと言われている国保税が、また上昇するのではないかと危惧しております。

まず、差し当たって当面のこととして、平成30年度の国保税がどうなるかについてお尋ねいたします。納付金の額は来年1月に発表されると聞いています。通知がありましたら、直ちに議会にもお知らせ願いたいと思いますが、この点、お約束いただけるでしょうか。これが1つです。

それから、確認ですけれども、先日、全協で説明を受けた時点での資料によれば、本町の1人当たりの納付金額は、27年度を起点だったと思うんですけれども、140.04%の伸びを示す試算結果が出ております。これは、伸びが100%を超える、県下に34市町村があるんですが、その中でも2番目に高い値です。

しかしながら、こうした現状に対して、県は負担緩和措置を3年間行うことを方針としており、少なくとも3年間については国保税を上げる必要はありません。国保税率は町によって決められます。県がその方針どおりに施策を行うなら、本町の国保税は上げる必要がないというふうになります。このことを確認したいと思います。答弁お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

先ほど議員さんが質問ございました。御承知のとおり、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるようになります。新制度は、各市町村の国民健康保険事業納付金の決定及び標準保険料の算定を行い、市町村はそれをもとに保険税率を決定することになります。

先ほど申したとおり、まだ試算の段階でございます。前回お示ししたのも、まだ試算の段階でございます。県は平成30年1月に公表をいたします。その後、直ちに吉富町の保険税の税率の算定、予算編成も行うんですが、このとききちっとまた議会のほうにも報告はいたしたいと思います。

そして、2点目でございます。県は、激変緩和による3年間の財政措置を行うようになっております。いろんな説明会にたびたび申すんですが、県は4年後についても、国は何らかの措置はせざるを得ないような、そういうニュアンスで説明がっております。急激な国保税の上昇につながらないようにしております。

そしてもう一点、先ほど議員さんが、吉富町の国保税の実情が一番高いというようなお話がございましたが、京築管内の1人当たりの医療費に対する保険税の負担率、吉富町が一番低うございます。16.9%です。医療費に対する保険税がですね。一番高いところは20.95%という、かなりの開きがございます。

御存じのとおり、29年度、30年度に、高医療指定市町村として県のほうからの指定を受けています。県下でも有数の医療費の高い町でございますので、それに見合った負担は必要かなとは思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が、まず2番目に高いと言ったのは、そういったことではなくて、納付金の額が、27年度だったと思うんですけど、に比べて伸びが140.04%。これは県下、その伸びが100%以上になるところが34市町村あるんですけども、その中で140.04%というのは2番目に高かったです。そういう意味でのことです。

今の前段の報告いただけるというところはわかったんですけども、私は、こういう中で、県が激変緩和措置で交付金を交付しますので、吉富町は少なくとも来年度、それから3年間、これ保証されますので、3年間は上げる必要がないということを確認したかったわけです。そのことをもう一回お願いします。

そして、昨年9月議会だったと思うんですけども、私、この問題で1度お聞きしたことがあります。そのときに、国保税を上げないために、繰り入れという方法はどうかと聞きました。

今回の県単位化において、国は最初、一般会計からの繰り入れをやめよという指示を、指示というか指針を出していたと思うんですけども、もういざ実際に始まる直前になって、それではやっていけない。国保税が上がるころがとでも多過ぎるということだと思います。もう繰り入れも認めています。

そして、現実的に、そういう指針が出た後も、福岡県下では繰り入れをふやしている自治体が多いです。本町は下げました。今、繰り入れはゼロになっています。しかし、県下では繰り入れを増額したり、繰り入れを行っているところ、要するに繰り入れがふえているわけです。こういう実態の中で、国は今回の県単位化による初年度の保険税を決めるに当たって、繰り入れも認めております。

本町も、先ほど言いました、昨年9月議会では、決定はしていないが、一つの手段であり、そういう想定もあるというふうな答弁もいただいています。私は、少なくとも3年間は国保税上げるべきではないと思いますが、その点、もう一度答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

国保税には、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金の3つの項目から成り立っております。確かに保険税を据え置きがいいとは、被保険者の方にすればいいと思うんですが、それなりの負担をいただかねば国保会計が成り立っていきません。

一般会計の法定繰入金でございますが、御存じのとおり、28年度は6,100万円でございます。そのうち、国県のほうからそれに伴う補助金等がありますが、実際、町から三千数百万円の法定繰り入れ等を行っておりますので、法定外繰り入れも国はまたやってもいいようなことを今のところ言っていますが、現段階では考えておりません。先ほど申したとおり、平成30年の1月に発表される数値で決定を行いたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今私が繰り入れと何回も言いましたけど、常識的に法定外の繰り入れのことです。それはわかっていたかと思いましたが、そういうふうに言っていました。

このテーマでの最後の質問は、町長に答弁をお願いしたいと思います。町長に聞きたいです。

国保の被保険者は、ほかの医療保険とは違って高齢者の割合が高く、また低所得者が多い。そこで、医療費水準は高く、所得水準は低いという構造的な課題を抱えている保険です。

医療費については、ジェネリック医薬品の使用、予防など、さまざまな取り組みがなされていますが、高齢化が進み、また医療技術の進歩に伴い、今後も伸びていくことが十分考えられます。県が示す納付金が今後上昇することは考えておかなければなりません。国保税が高いということは、いつも耳にする住民の皆さんの声です。

今後、県単位化に向け、住民の命と健康を守る安心安全なまちづくりを目指すという観点から、国保税についてどのような姿勢で臨まれるでしょうか、見解をお聞かせください。

またもう一点、そもそもの問題ですが、この問題の根底には、国庫負担の割合が制度発足当時、医療費の45%だったものが、1984年以降減り続け、現在では23%程度にまで落ちていることがあります。国庫負担増額に対する町長としての見解もお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 国保事業につきましては、国保会計は健全会計であるべきと思っております。

それから、国の支援につきましては、国会のほうで十二分に議論をしていただけるんだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） はい。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もう3回言いましたので言いませんけれども、何か非常に残念というよりも、何なんだろうと思いました。それが、今の答弁が、これから大変な時代になろうとしている国保税の問題、町民の医療、命、健康に対する、そこに責任を持つ首長としての答弁で

しょうか。何かあいた口が塞がらないという感じがしております。

国庫負担の問題につきましても、いろんなところでこの問題は、いろんな会合というか、会から、これを上げてくれという、もとに戻してくれ、これを延ばしてくれという要望は上がっているかと思えます。

ところが、今の答弁、国会のほうでしてくれるだろう。住民の命、健康に責任を持つ首長として、何もしないということでしょうか。非常に残念としか言いようのない、言い過ぎかもしれませんが、責任を持ってない答弁だというふうに私は認識いたしました。

この問題は、これからも議論し続けていきますし、これ以上国保税が上がれば、本当に住民の皆さんは困ります。ただでさえ年金も下がり、所得が減っている中で、こういう税額が上がるといことは、もう本当に大変な事態になっていくのではないかと思います。町としては最大限努力して、そういった税額を抑えることが必要であるということを中心として、最後の質問に移らせていただきます。

最後は、伊良原ダムの事業開始による本町水道事業への影響についてお尋ねいたします。

伊良原ダムは来年3月に完成、横瀬の浄水場が平成30年度に完成予定なので、それで事業がスタートした場合、本町水道事業への影響はどのようなことが考えられるか、報告をお願いしたいと思います。

あわせて、これまで一般会計からの、いつでしたか、数年前になるかと思えます。もっと前かもしれません。水道会計には一般会計からの繰り入れがなされておりましたが、これ今ゼロになっております。繰り入れの推移についての報告、できれば、その理由とか、あるいはやめた理由とかもお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

伊良原ダムの建設の推移の少し説明と、うちの町内の水道料金の説明を、少し補足を入れさせていただいて説明をさせていただきます。

伊良原ダムにつきましては、先ほど岸本議員おっしゃったとおり、現在、ダムの本体工事は、関連工事を含め、この平成29年度末に完成を予定しており、現在、試験貯水を行っている状況です。あわせて、京築地区水道企業団により、ダム下流部にてダムの水を浄水し送水するための横瀬浄水場の建設を行っており、平成30年度末に完成の予定となっております。

この浄水場の完成後の平成31年度より、企業団から本町を含む関係7市町へ、伊良原ダムからの水が送水される予定となっております。

次に、本町の現在の水道水の使用状況ですが、現在、1日平均配水量1,700トンで配水をいたしております。内訳は、幸子浄水場から1,100トン、別府浄水場から100トン、企業

団から500トンの水を受水し、町内へ配水しております。

企業団へは、現在、受水費負担金といたしまして、税抜きで1トン当たり178円の単価にて、年間3,500万円ほどの水の負担金を支払っております。これに本町の浄水等の経費を含んだ、本町での今現在、1トン当たりの給水原価、水をつくる原価につきましては、178円70銭となっております。

それに対しまして、町民の方々に水を売る供給単価は202円80銭となっており、本町では今現在、1トン当たり24円10銭の利益を乗せて売っていることとなります。

この企業団からの受水単価ですが、伊良原ダムからの送水が開始されるに当たり、現在、企業団及び関係市町にて協議を行っているところであり、企業団では、まだ現在未確定ですが、供給水量の増加による効率化等によりまして、現在のトン当たり178円から値下げの方向にて検討を行っていただいているようでございます。

伊良原ダムの完成後は、企業団加入7市町全体としましては、受水量が今までの倍の受水量、9,500トンから1万9,000トンへと大幅に増量になりますが、本町では今現在、1日500トン受水しているところから650トンへと、150トンの少量での増加でございます。企業団が現在、単価の値下げも検討中とのことでもあり、本町に対する水道事業会計上での大きな影響はないというふうに考えております。

また、水質面におきましても、伊良原ダムの水は下流の横瀬浄水場にて浄水され、当然、水道法に規定された飲料水水質基準を満たした水が送水されることとなり、水質的にも大きな影響はないと考えております。

それともう一点ですが、繰入金の推移と、その経緯についてということでございました。今手持ちの資料で、平成2年から平成29年度、今年度までの繰入金の推移の資料を今持っておりますが、吉富町の水道事業では、大きな事業としまして、平成4年、5年、6年度に幸子の浄水場を建設をいたしております。

それ以降、具体的には、例えば平成8年度におきましては、一般会計から4,300万円ほどの繰入金をいただいております。その後、平成25年度までにつきましては、4,000万円から5,000万円を行き来する、おおよそ同じ程度、4,000万円から5,000万円の繰り入れをずっといただいております。

そうして、平成28年度に、それまでの金額から3,000万円ほど繰入金を減額し、現在、28年度、今年度の29年度につきましては、500万円の繰り入れをいただいている状況でございます。

この28年度に、それまで4,000万円から5,000万円をいただいていた繰入金が減額をした理由、経緯についてですが、こちらにつきましては、平成28年3月、27年度に町として

策定をいたしました第2次吉富町財政計画の中期計画の中で、町が一丸となりまして、今行財政改革を行っておるところでございます、その中の歳出削減のための取り組みの一つとして、特別会計の繰出金の削減ということで、28年度から3,000万円を減額するという削減計画を町として立てております。これに基づきまして、水道事業会計における繰出金を、それまでの4,000万円ぐらいのところから500万円へ減額をしたというところでございます。

こちらにつきましても、平成20年4月に1度、近年では水道の料金改定を行っておるところでございます。それにより約20%ほど、そのときに料金をアップさせていただいておりますが、そのおかげをもちまして、それ以降、年間2,000万円ほどの給水収益が増加となっておりますので、その分で少し余力があった分として、今回の繰入金の削減につきましても大きな影響なく、現在のところは、以前ほどは現金預金はございませんが、順調に経営ができていくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の課長の説明によりますと、事業がスタートして、150トン、責任水量がふえるんですけども、これによる水道料金の値上げはないというふうに思いましたが、そうなのかということが1点。

それと、海老ヶ淵、幸子の浄水場、あそこから出る、今、幸子のほうから1,100トン、それから別府が100トン、それから京築水道企業団から500トンというのがありました。私の認識では、幸子のほうは2,000トンが出る。2,000トン以上、最大はわからないけれども、2,000トンは確保できるというふうに聞いておりました。その辺の確認が2つですね。

そして、今2回目ですよ。（「そう」と呼ぶ者あり）じゃあ、まずそこをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） まず、1点目の伊良原ダムの完成に伴う水道料金の値上げについてということだと思いますが、伊良原ダムからの水を受水することを直接の要因としての水道料金の値上げということについては、現在のところは検討いたしてはおりません。

ただ、当然、水道事業会計は独立採算でやるべきものと考えておりますので、現在は全くそういうことは考えてはおりませんが、今後、いろいろな要因があって、そういうことを検討する時期も来ることがあるかもしれませんということでございます。

それと、2点目の幸子浄水場の2,000トンというお話ですが、その2,000トンというのがどこからの数字かというの、私今、手持ちの資料ございませんのではっきりわかりませんが、認可上では、1,100トンという形で認可をいただいております。

ただ、今現在、良質な水が出てきている、1,100トンの範囲内では十分出てきております。

ただ、無理な浄水を行いますと、水質の低下ということも考えられますので、現状については、今までどおり1,100トンの浄水という形でいきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私も資料を持っておりませんので、しかし、何年ぐらいだったでしょうか、随分前に、この問題で何回も一般質問で取り上げたことがあります。

そもそも京築水道企業団から500トン買う、これ必要ないというふうに私は認識しております。必要のないものを買う。その当時の答弁だったかと思うんですけども、言われていたのは、万が一の場合があると。それからもう一つは、将来的に人口がふえたり、いろんなことによって、もっとたくさん水が要るかもしれない。そのためには必要なんだと、で500トン買っている。

私が言っていたのは、そういう万が一の場合とか、将来的なものとかいうのは、政策的なものであって、現在水を使っている人たちにそのものを、その費用をかぶせるべきではないというふうにずっと主張してきました。ずっと執行部の皆さんと議論してきたかと思えます。

今、150トンに対しては、値下げということも検討されている中で、直接的に水道料金の値上げにはならないだろうということなんですが、私の解釈は、これまで一般会計からの繰り入れがなされている中で、水道事業が運営されてきたわけですね。だから、その500トンの買っている水は、幾分かでも町民の皆さんにかぶせられていない部分があったか。しかし、これがほとんどなくなった中では、将来的なもの、政策的な水の買い入れに対して、現町民の皆さんが、それを担わされているというふうに今思っています。

私は、今お聞きしたいのは、そういう仕組みの中で、繰り入れももとに戻すべきであって、当然これからないだろうけれども、わからないとおっしゃっていた、新たに買わざるを得ない150トン、これに対してももとに戻して、そして町民の皆さんに負担させるべきではないというふうに考えます。この点、執行部はいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） まず、京築水道企業団において、耶馬溪ダムからの水については、企業団として9,500トンの水利権を持っておるところでございます。その企業団を介しまして、吉富町自体が耶馬溪ダム、最終的には伊良原ダムを含めたところで、水の権利として650トンを手に入れるということでございます。

吉富町につきましては、隣の川、例えば山国川、この企業団を介して、そこに水の、飲料水の権利を持っているということでございます。その権利がなければ、吉富町については井戸水でしか水を確保できない。井戸水というのは、何があっても出なくなるかというのはわからないところ

もごさいます。将来、安定した水が、人間が生きていくためには一番大事なものだと考えております。

そのためには、永遠の権利として、横に立派な1級河川が流れております。その水に飲料水としての権利を持つということについては、当然、今の私たちの世代もそうですし、将来の子供たち、孫の時代にも確実に飲める水の権利を得ることに対してそれなりのお金を支払うというのは何ら問題がない。ましてや将来のためには必要なことではないかなと思っております。

そしてまた、水を浄水するに当たっては、小さな吉富町だけで川の水をきれいに浄化をしてそれなりの施設を一つ持って水をつくるよりは、大きな施設で皆さんと一緒に水をつくって、それを効率よく浄化をして効率よく配っていただくのに加入するっていうのが、経済的にも一番効率がいいんじゃないかなということで考えておるところでございます。ですので、今後についても企業団に加入をし、一緒に運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 執行部の見解をお聞きいたしました。この伊良原ダムの事業開始までにはあとまだ少しありますし、先ほどの課長の答弁では、水道料金が今後上がることも考えられるというような内容だったかと思えます。

改めて言いたいのは、将来的な、現在は必要でない水を将来的のために買うことにおいて、それは町が負担するべきであって町民に負担させるべきではないということを主張します。今後とも、この問題については議論を重ねていきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 次に、山本定生議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議員番号2番の山本です。きょうは午前中の一般質問なのでよろしくお願ひします。

まず、吉富町営団地の自治会制度についてお聞きいたします。町営山王・別府団地も含め、団地の自治会との関係についてをお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

町内には町営団地が6カ所ございます。そのうち幸子団地は世帯数が50戸とまとまった戸数がございますので、幸子団地だけで一つの自治会を組織しておりますが、他の5カ所につきましては、その存在する自治会に加入をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今説明がありました、幸子以外の5カ所につきましては地元の自治会に所属されるということなんです。その場合に、自治会に加入することが任意なのか、強制なのか。団地への入居するときの条件に何かあるのか。ちょっとそういうことについてもお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 自治会につきましては任意の団体でございますので、加入は任意だというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3番目に移りますが、その任意の場合ですが、例えば自治会というのは地区によっていろいろあると思うんですが、自治会費とかいうものが存在するところも大体ほとんどだと思うんですね。あとは自治会の中でのいわゆる活動と言われるものですね。一つは、吉富町が率先して行っております春と秋の掃除ですね。あとは、今町が率先して行っています、毎月やっているクリーンアップ作戦ですか、こういうものがまだ最低限あるわけですね。あとは、これは町が直接やっているわけではありませんが、赤い羽根募金と緑の羽根募金という地域活動というものです。実際は、自治体によっては神社関係の行事であったりですとかいろいろあると思うんですね。こういうものを、どうなんでしょう、行政は、地元の自治会だから、これは任意の団体だからということで、何もしないという形でよろしいんでしょうか。いわゆる任意で入るといふ。もちろん現在の方々も任意で加入するものではあるんですが、町の施設にそこに住むことを前提にしているの方々に対して、これはどのような形で町としては取り組んでいくのか。町としてのスタンスはどうか。ちょっとその辺についてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 自治会につきましては任意団体です。町の行政とは別の任意団体となっておりますので、その加入について、強制的に加入をしてくださいとか、そういったことは言えないというふうに思っております。

ただ、自治会というのは地域づくりについて重要な組織でございますので、自治会には加入をしていただきたいと言うまでにとどまるというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね、ちょっとこれは質問としてかなり難しい問題ではあるんですが、一つには、今言われた6カ所のうち5カ所は地元の自治会に加入という形になるの

でいいんでしょうが、例えば幸子団地については独自の自治会であると。この自治会長というのは町長が任命するわけですね。あとは各自治会の中には組というのがあります。いわゆる組長さん、班長さんですね。これも町の特別職という形で認定をしているはずですね。あと、この町営住宅、別府とか山王について、ちょっと私もはっきりはわからないんですが、管理人という制度があるのではないかなと思うんですね。その方も多分町が任命するのではないかなと思うんです。その場合に町は、任意団体だから関係ないという形でいいのかなと。ちょっと私はそこが大変危惧しているんです。その辺について町のスタンス、いわゆるどうなのか。ちょっとその辺をあえて今回、私は、新しい団地が今からできますので、この辺を一度しっかりしておかないと。では、新しくできた団地全員自治会に入りませんとなった場合、どうなるのか。そういう部分が一つと。

もう一つは、もう一つ大変これ私が危惧しているものは、自治会費というのがあります。これを町がどうのこうのとは言えないとは思いますが、各自治会は多分、自治会費というのを集めていると思います。町営住宅は町営住宅の中で家賃、共益費、駐車場というものが大体取るようには決まっていると思います。しかし、それとは別のものが1個生まれるわけです。これは入居する方々はどういうふうになるんでしょう。入った後に徴収されるんでしょうか。入る前にそういうものがあると聞くんでしょうか。町としてのスタンス、今までがどうであったか、これからがどうなのか。ちょっとその辺についてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

町営団地の入居条件につきまして、自治会についての加入は特段決まりがございません。先ほど申したとおり、町が徴収すべきのは家賃、共益費、駐車場料金のみでございまして、先ほど総務課長が申したとおり自治会組織でございまして、町としては口を挟むことではないと認識しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 補足はない。（「要は、みんなが入らんやったらどうするんですかと。町としては」と呼ぶ者あり）総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

自治会につきましては、町の行政とは別の組織でございまして、その団地の皆さんの意思で入らないとなったときは、入りなさいとは言えないというふうに思っております。入っていただきたいという願いはできるというふうに思っております。

以上です。（「これからも」と呼ぶ者あり）これからもそういった形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね、町としてこれ以上何もできないと言われれば、ましてやそのとおりでございます。先ほど、前議員のときにも、町長の答弁にもありました。ちょっとこれ、私、町長にお聞きしたいんです。

特に共助とか、いつも町長は言われております。この自治会という制度を、今せっかく吉富町ではこのように守ってきたものを、今後どういう形でやっていきたいのか、やっていくのか。例えば今課長が言われたように、全員が加入しなければ仕方ありませんと。では、広報とかは誰が配るんでしょうか。町の職員が配るんでしょうか。ちょっとその辺も私、大変危惧するんですね。町長が言われているように、共助とかそういうものを言われるのであれば、こういうことは大事にしないといけないんじゃないかなと私は思うんですね。ですから、ちょっとこの辺を町長にお聞きしたいです。

今後、こういう公営住宅ですね、町が管理する部門、今までそこに住んでいない方が入ってくることを前提にしているものに関して、町長、どういうふうな形でやっていきたいと思っておりますか。どういうふうに行ったらいいと思えますか。ちょっとお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 町からの伝達ですね、自治会に入っていらない方への町からの情報伝達につきましては、先ほど議員おっしゃったように広報とか回覧とかがあるんですがございますけども、広報につきましては、仮に自治会に加入していなくても、自治会長の皆さんに配っていただくようお願いをしております。それにつきましては、年度当初に配る世帯数を報告していただいて、入っていないところも含めてですね、報告していただいて、それに対する報酬をお支払いをしております。そういった形をとらせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 自治会活動につきましては、その該当する集落あるいは団地等で自分たちの生活する上で自治会が必要かどうかということになるかと思えます。全員が入らないということであればですね。その意思決定は、その地域にお住まいの方々に意思決定をしていただくというふうになるかと思えます。私どもが強制的にどうしてくれ、ああしてくれっていうのはなかなか難しいのではなかろうかなというふうに思う。

ただ、最近では、いろんな災害等あるいは防犯等で、その必要性っていうのは皆様方が御理解をいただいておりますので、その地域でそういう議論が起これば、多分自治会は組織されるんだろうというふうに思っております。ただ、100%かどうかっていうのは、我々もわかりません。

それから、町からのいろんな情報伝達についても、そういうことになったときには一番効率のいい情報伝達はどのような手段があるのかということは、そのようなことが発生しそうなときに考えてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3問行きましたんで、次に行きます。

今、町長が言われたように、なかなか難しい。そのときになって考えたいということでしたが、そのときになって考えて大丈夫なのか、私は大変危惧します。

今、町は自主防とか、地域でやるいわゆる自助、共助というものを訴えています。こういうときに町は、町が行っている事業に対して、今のような、なってみたら仕方ないというような論理で、これ私はいいのかなと思います。別にこれ強制できないにしても、入居する前に、ここの団地ではこういう条件があって地域はこういうものがありますよ、いわゆるここに自治会費がこういうふうに発生します、ここの地域ではこういう行事がありますというものを先にうたえてやれば、入ってくる方はそれを納得の上で入るだけではないかなと思うんですね。

以前、たしか幸子団地の場合は、入居する方々に、この団地ではこういうものがありますよという条件をたしかつけていました。というか、こういうものがありますよというのを先にお知らせするようにしていました。その方々が自治会に入らなかったことは一度もないと聞いています。行事にも全て参加していました。自治会費も払っていました。しかし、今はそれを聞いていないと言われます。

こういうことにならない前に、これは町がつくる団地ですから、一般のアパートじゃないんです。こういうことをやってはいかがかなと思いましたが、町長のほうは、そのときになったら考えられると言われたんで、次の質問に移りたいと思います。

2番目の航路の現状と首長の権限についてお聞きします。

漁港航路の現状、9月議会で報告を受けました。その後の対応についてをお聞きしたかったんですが、前議員が同様の質問をされておりました。実際、その後は何もされていないというふうにお聞きしておりますので、そのままちょっと2番のほうに移りたいと思います。2番というか、今の質問の続きですけど。

現在までに、9月議会の報告より後ですね、7月の土砂災害のときからでいいです。現在までに事故や器物破損、損害など、そのようなことは起きていないのか、報告は上がっていないのか、現状どうなのかについてをお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

今の御質問の内容につきましては、町のほうには報告は来ておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 町のほうには報告は来ていないという報告で終わった。そういうことでしょうか。

続いて、2番目の質問に移ります。行政、首長の権限、判断と責任についてどうなるのか。今回の場合、この浚渫を行わないことに対する行政の執行を行い、いわゆる拒否したことです。拒否。結局、拒否されたわけですね。この権限と根拠についてお聞きしたいんですが。

先ほど町長は、我々は暴力的組織として認定した団体とはこういうことを行わないという説明をされました。そのときには法治国家ということを言われていました。法治国家の上で、町はこういう団体とは行わないと言われたんですが、その部分も含めて、今回の浚渫を行わないとする町の権限、この理由ですね、根拠ですね。もう一つ、先ほど町長が言われた暴力的組織として認定したと言われましたが、この組織として認定というのは、これは町が認定したんですか。先ほど言われた法治国家の上で、法のもとでの認定なんですか。そこについて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、まず、行政の権限、判断と責任について答弁いたします。

まず、山本議員が言われました、拒否するのではなく、答弁の中でも申し上げましたが、できないということを前段で答弁して御質問にお答えします。

御質問の首長の権限と根拠につきましては、地方自治法に定められ、第148条では、普通地方公共団体の長は当該普通地方公共団体の事務を管理し、及びこれを執行するとされ、また第149条第2号では、予算を調製し、及びこれを執行することと定められていることから、予算の執行は首長の専権事項であり、最終的には首長の責任において判断したものでございます。

しかしながら、9月の定例議会でも答弁いたしましたとおり、航路浚渫については執行しないのではなく、町としては暴力的な組織へは毅然とした態度をもって適切に対応しなければならず、そのような組織と行政が信頼関係を構築できるまでは執行できないと判断したものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 暴力的組織として認定したのは誰かということですが、私が暴力的組織だというふうに認定をいたしております。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 町長が認定されたということですから、法治国家の上で町長が法

なんでしょう、この町では。そういうことなんでしょう。

先ほど担当課長が言われていた、町長もですけどね、暴力的組織のもとではこの浚渫は行わないというふうな説明をされていました。そう言ってますよね。私、9月議会のときも言っていたんですが、ちょっと間違えていると思うんですが、私は漁協に対して、してくださいという話をした覚えは一度もありません。航路というのは誰のものかというものから入っていると思います。さっき町長も、吉富町のものという説明をされました。漁協がどうのこうのという話じゃないんだと思います。

私が聞いているのは、今できないという権限、しないのは、漁業協同組合の方なんでしょう、先ほどの説明では。暴力的組織の方々と、そういう話だからできないという説明で、私はそんな説明を聞いていません。航路をしないのは何の権限、何でしないんですかと聞いているんです。わかりますかね。根本的なもんです。道路をそこ通るのに、誰かがいたからとかいう話はしていません。その道路の話をしているんです。この航路は町のものであり、災害復旧というのは、1分1秒をあらそって行うものではないですかというふうに私は聞きました。そうすると今言ったような説明を受けました。私が知らない内容の。私はそんなことは聞いていない。私が聞いているのは、航路をするのは町の責任ではありませんかと。それをしないことに対して、理由は何ですか、しない権限は何ですかという話。もちろん町長の専権事項でしょう。でも、それは先ほど言ったように暴力的組織という前提の話でしょ。私はそこは聞いていないんです。私が言っているのは、航路そのものの話をしています。そこについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私どもの吉富漁港は、漁業者のための漁港であります。漁業者の組織であります漁業協同組合が漁業者を代表する組織だというふうに思っております。

今回の航路の浚渫については、吉富町の漁港を出入りする玄関先、漁港の入り口の航路であります。それは吉富町が管理をするものであります。吉富町が管理をするものでありますから、それをどのようにするかということは、町長であります私に執行権があるというふうに考えております。航路の浚渫は今ではできないということであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。3回目ですよ。

○議員（2番 山本 定生君） わかっています。いわゆる吉富町の漁港は吉富町の漁業協同組合の方しか使わないという大前提のもとで今の説明だと思うんですね。あっこ、たしか遊覧船だとかプレジャーボートというのとまっていますよね。先日そういう説明されましたね。

例えば、これ宇島漁港だとか、宇島漁業組合の方ですとか、小祝の方かとか、そういう方が入ってくることでないんですかね。使わないんですか。使えないんですか。吉富町の漁師以外は

出入りできないんですかね。そういう決まりなんですか。まあ、いいや。その件が一点。

もしこれで、前回は聞きましたが、何らかの事故、破損にしろ何にしろいろいろあると思うんですが、そういうことを危惧されて皆さんが言っているんでしょう。海を使われる方々は。あと周りの方がそれを危惧しているんでしょう。事故など起こった場合の責任、ここの所在について、ちょっと確認をいたします。その2点。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 本町の港につきましては、2種漁港ですから、他の漁業者、吉富町の漁業者以外も入ることはできます。

現在、先ほども言いましたように、事故等報告ないと。遊漁船うちの吉富漁港には停泊しております。その方々の特に航路から出られないというような報告また申し入れはございません。ですから、多少、潮待ちはあるでしょうが、通常の航行ができていうふうに判断はしております。

事故等、それは事故があったときのことを前提にといとなかなか申し上げにくいのですが、現在も事故がないと、航路としては沖に行けるような状況にございますので、事故についてのお答えはちょっと差し控えさせていただきます。

以上です。（「責任の所在を言うてねえ。言えんちゅうことか」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 責任の所在はということではありますが、それは事故の内容等に基づいて決まることだろうというふうに思っております。事故がないときに、あったらというようなことに対してお答えは難しいかと思えます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） わかりました。これ以上言っても水かけ論というか、またいつものように話をごまかされて終わってしまいますので、次に進みたいと思えますが。

今言ったように事故が起きたときのことは発言できないということであれば、ハザードマップなんかつくることできないんですよね。それをやると、本当に本末転倒な話になりまして、保険というものは成り立ちませんし、皆さんがやっています自主防なんかいうのも必要なくなってしまふ。できないんです。それをやるのが行政です。でも、それができないというふうに言われてしまうと、町のトップとして、そういう町なのかなというふうに私は判断せざるを得ないと思えますので、そのままちょっと次の質問に、3問入っていますから、次の質問に移りたいと思えます。

職員採用についてお聞きいたします。

職員採用試験、29年度新卒、今年度やった分ですね。条件つき採用、ここで言う条件というのは、ちょっと間違えてほしくないんですが、資格ですね、受験資格である保育士ですね、これは一般職というふうな扱いになるのか。試験区分では一般事務と保育士というふうに分かれているんですが、位置づけ、町の位置づけとしては専門職になるのかどうなのかと、これ自体は条件つき採用ということになるのか。ちょっとわかりづらいんで、そこについて説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 一般職の職員でございます。そして採用につきましては、全ての職員について6カ月間の条件つき採用期間がございまして、それを過ぎた後に本採用という形をとっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ちょっとお聞きしたのが、次の質問に関係するんですが、給与体系ですね、これはどうなるんですか。今言われた一般職ということであれば、一般職と同じ号、級でいくのか、どうなるのかと。

もう一つ、異動ですね。職員というのは、基本、異動があると思います。これが何百人もいるような自治体なら、同じ部署の中での異動だけでも十分やれるのかもしれませんが、60人、70人しかいない自治体であります。何らかの異動が必要になることもあるかもしれません。その場合の異動ができるのかできないのか、逆にほかの一般職の方が行くことができるのかできないのか、この人はここに固定なのかということと。

さっき言った給与体系ですが、たしか行政の給与は、行1、行2とかたしかあったと思うんですね。これちょっと表に出ていないんでわかりづらいと思うんですが。そういう区分でいかれるのか、使われるのか、その辺についてもお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

給与体系につきましては、一般職に従事する職員と同様に、一般職の職員の給与に関する条例に基づき支給をしております。いわゆる行1というやつでございます。行2につきましては単労職ですね、単純な労務に雇用される職員が行2を採用しております。保育士の試験区分で採用した職員は行1の給与表を適用いたします。

異動につきましては、当初の配置は吉富保育所または吉富幼稚園になります。しかし、一般職で採用をいたしておりますので、一般事務職に配置することも可能でございます。先ほど議員がおっしゃった、逆の場合、一般の職員が保育所の保育士、幼稚園の先生になることは資格がございませんので、なることができませんので、そういった配置はいたしません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） よくわかりました。ただ、その保育士という資格が、かなり取るのも大変ですよ。この資格を持っている方が一般の方と給与体系が同じというものも実際どうなのかなという、ちょっと疑問があったのでお聞きしました。中には教員免許を持っていますとか、設計士の資格を持っていますとかいう方も職員の中にはいらっしゃるでしょう。それを特定の職域手当とか何とか、職務手当とか何とかいう、資格手当とかではない形なんでしょう。

しかし、試験のときに保育士の資格がなければ受けられないという条件になっているので、全く一緒なのかなと思いましたから、あえてきょうはお聞きいたしました。これは本当は少し変えるべきではないかなと私は思うんですが、公務員職の保育士に限っては、一般の保育士と違って給与体系は皆さんと同じですから、かなりいい待遇になるのかなと思いますので、これ以上言うのもやめておこうかなと思います。

今回ちょっと時間がたっぷり余っていますので、同僚議員なら、20分ぐらいこの後しゃべって時間をつぶせるんでしょうけど、私がちょっとしゃべるの苦手でございますので、ちょっと余りこれ以上長くやると……（発言する者あり）

先ほどの説明でありましたように、自治会に関しても、町は関係しない。特に団地を今これだけつくっているわけですから、隣近所が希薄になっている今、空き家をどうしようとかいって町がやっている最中に、どんどんつくっているこの団地に関して、入った人間さえも知ったこっちゃんないみたいな形で今後やっていくのは、その押し付けられた自治会にとっては、大変危惧する内容になるのではないかなと。

以前、幸子団地というものができる二十数年前、当時の自治会、そこの担当する自治会ですね、入れないでくれと言われたそうですね。同じ自治会に。やっぱり入ってほしくない。何でかという、やっぱりそういう団地に住む方は、そういう希薄な方。特に出入りが激しいから、いつ誰が住むかわからないようなとこだというふうに言われたそうです。そこに私もいましたけど、とにかく横の並びをしましょうということで一生懸命頑張りましたが、なかなかなかなか、やっぱり出入りが激しいですからね。組長さん、自治会長さんが年度の途中でどっか行ってしまおうとかいうこともありますんで。こういうことが今後進んでいくと、大変な町になっていくのではないかなというのを危惧します。

2番目の質問でありました、漁港の航路です。これは町の本来やるべき義務を私は放棄しているとしか思えません。先日の9月議会でも言いました。耶馬溪で大災害が起きたときの洪水のときに、漁港の航路が埋まった、あの天仲寺山が崩れたときですね。1億円の予算を組んで臨時会を3日後に招集しました。3日後やったかな、招集しましたよね。そのとき議会には、これは町

の航路、生命、財産、動線であると。この動線を浚渫するのは町の義務であるから、議会の皆さん、今すぐ通してくださいと、説明は後から幾らでもやりますからと、とにかく通してくれと、1分1秒を争うんだというふうに言われました。そして浚渫をすぐに行いました。今回は7月に起きてから、もう12月です。12月、ことは終わります。いまだもって行っていません。この違いは何なんでしょうか。

今から、あのときであれば激甚災害としてもし出せば、補助金などいろいろ出たんじゃないかなと思うんです。県から。大分県はたしかそういう形ですぐにやっていましたよね。今からもう半年もたって、国に、済いません、あのときの水害でした、浚渫を行いますんでとか県に言って、それが補助金、災害として認めてもらえるのかなというのは私は甚だ疑問です。

国は国民の生命、財産を守るのが義務であります。地方自治体は住民、町民の福祉の増進を図ることが前提であります。法と条例に基づいて、住民サービスを実直に行ってほしい。それを願って私の一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。再開は11時30分とします。

午前11時19分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（若山 征洋君） それでは休憩前に引き続き再開いたします。

次に、太田文則議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員席3番、太田でございます。通告文に沿って質問させていただきます。

核のごみと呼ばれる原子力発電所の使用済燃料の最終処分場選定をめぐり、全国で最近よく意見交換会が開催されております。経済産業省と原子力発電環境整備機構は、先月13日の日に福岡市で市民との意見交換会が開催されました。その新聞の内容というか、これを見るとこのように吉富町がどう言ったらいいんですか、交通面で適地として非常によいというような感じでの新聞に載っておりました。そういったことで、今回この質問をさせていただくことになりましたので、このようなことを含みおきいただき本題に入りたいと思っております。

まず1番目、核の処分場についてどのように考えていますかという、ちょっと漠然とした質問になりますけども、回答をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

原子力発電により既に発生している高レベル放射性廃棄物について、国民生活環境から遠ざけ

ることができる現在最適な処理方法として地層処分を行うこととしており、いずれどこかの地域に必要なものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田文則議員。

○議員（3番 太田 文則君） 確かに、先ほど言いましたように漠然とした質問であるし、雲をつかむような話だというふうに思っております。でも、この問題は避けては通れない問題だというふうに思っております。2012年ごろだったかと思いますが、これ国が処分場選定をめぐる自治体に一般公募をしたことがありまして、そのときに高知県の東洋町が手を挙げたんですね。それで手を挙げたところ、住民の反対で立ち消えという経緯があります。確かに、こういう問題は、はい、いいですよ。やりましょうというような、なかなかそうやれるような問題ではないというふうに、もちろん私も認識はしておりますが、今から核以外原子力発電はまだ伊方原発は停止になりましたけれども、まだ稼働しているところがもちろんあります。そういった中で今、大体2万5,000本ぐらいの核のごみがあると、2020年、要はあと3年後ですか、3年後には4万本になるという、約1.6倍になるんですね。だからそれをやっぱずっと放置していいかというような問題でももちろんないと思います。吉富町が受けてくださいという問題でもないんですけども、もちろんこういった中で輸送面で適地として、ひとつマップに載ったということの中で、吉富町としてどのような考えかなということで、まず確認の意味できょう質問させていただいております。

確かに、今どのように考えていますかというのは、なかなか先ほども言いましたように雲をつかむような話ですし、はい、やりましょうと、いや難しい、そりゃあなかなか即答もできないし、的確な答弁もできないというふうなのはもちろんわかっております。

2番目にちょっと移らせていただきます。

2番目の質問として、処分地として吉富町が選定されたらどう対応しますかという質問に移りたいというふうに思いますが、この質問に対してどのようにお考えかお答え願います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

経済産業省は放射性廃棄物の最終処分について、国民に関心や理解を深めてもらうため、平成29年7月に地域の地下環境等の化学的特性を全国地図の形であらわした化学的特性マップを公表いたしました。

化学的特性マップは、それによって処分場所を決定するものではなく、また自治体に今何らの判断を求めているものではないため、現時点では対応は検討をいたしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田文則議員。

○議員（3番 太田 文則君） 確かに、輸送面で適すというふうに言われていますけれども、もちろんその中で地質調査なり火山灰、地震だとかそういった面であらゆる面でトータル的にももちろん検査すると思います。これ、私もインターネットでちょっと調べてあれなんですけども、大体、土地の地質調査に20年かかるらしいんですね。そしてその建設といいましょうか、建設に移設建設それに約10年、それを埋める、もちろん坑道を掘るんですけど、坑道の埋め戻しに約60年で完了に約100年を要するというデータが出ております。100年というと、例えば職員さんが大卒で入って、次の次の第3代ぐらいまでに、こうわたって行くような感じになりますよね、100年という年月を考えれば、それを見えない年数であれなんだろうけども、それくらい深刻になっていることだし、これを大体300メートルぐらい掘って埋設するというデータが出ております。

この吉富町がただ交通面、輸送面で適地として認定というかマップに載ったというだけで、今回質問をさせてもらっているわけなんですけど、これは、先ほど言いましたように中々避けては通れないという面と向かって行かないといけないなという、そよの町すりゃいいわ、というようなことでもないんじゃないかなというように私も考えております。

最後に、町長のほうにこの質問をちょっとお尋ねしたいと思いますが、2番目の処分として吉富町が選定されたらどう対応しますかという課長の答弁もありましたけれども、町長の考えをお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほどからの御質問の内容ですが、原子力発電所の核のごみ問題について、私どもがどうすべきかということではありますが、日本の中で発生したものは日本の中で責任もって処分をするということが望まれているんだろうというふうに思っております。今までは、何となく問題を先送りにしてきた状況ではなかろうかなと、そしてもうそろそろ、いよいよ本格的にということであるんだろうというふうに思っております。本町にそういう指定とか、本町が選定をされたらということではありますが、なかなか一言ではあわせない内容だろうというふうに考えております。

そういう状況に至るようであれば、真剣に対応は考えていかなければというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。しっかりと発声をして手を挙げてください。

○議員（3番 太田 文則君） 先ほども言いましたように100年という長い、要は1世紀かかるわけです。先ほど言いましたように職員さんが、新しい大卒の職員が入って来て定年まで、そ

の当時65歳になったとしても四十何年、次の人が入って来ても80年、もう要は3代につなぐようなそういう伝達というか、申し送りをしないといけないような、そういう問題であります。

これは、今、吉富町が交通面での適地としての認定というだけであって、もちろん決まったわけじゃないし、まだ九州の中でもいっぱい自治体がある中で一部に過ぎないんですけど、これも先々の一つの課題として吉富町がもしこのような処分場としての選定、国からの環境省そういったものから指定を受けた時にどう対応するかというのは、執行部の考えがわかりましたので、ぜひこれは前向きに考えなきゃいけないなというふうに私も思っております。

ちょっと短い質問でありましたけども、これで私の一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 是石利彦議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 食事終わってからと思ってましたんで、大変ちょっと慌てますが、今回、私もこの町に住んで長いんですが、一時外に出ておりましたけれども、これからもできればこの町に住みたいし、住み続けたい、そのときが来るまで健やかに、安らかに、心穏やかに過ごしたいと、私一人じゃなく皆さんそうお考えだろうと思うのですね。そうすれば吉富町がそういう町になってほしいと、今もしそうなら、このまんまをそういう吉富町でいてほしいということが持続してほしいと、皆さんよくそういう考えは理解できるだろうと思うし、そう願いたいと思います。

ただしながら、いろいろな吉富町だけのことじゃなく、外側の周りのことも変化しておりますし、吉富町自身も御多分に漏れずいろんな問題が出ております。そういったところで、今回は防災についてちゅうことと、農業振興について質問をしたいと思います。

これまで、吉富町農業振興はどのような取り組みだったのか、そして農業、要するに後継者問題、あるいは農道整備とか用水路整備に取り組んできたと思いますが、その取り組みの考え方、あるいは基準とか地元要望などの取り扱いなどについてお尋ねいたします。

今まで農業整備ちゅうんですか、農業振興は吉富町はどのような形で行われてきたのかという、そういうことまずお聞きしたいと思います。今、補助整備が行われておりますが、それ以前の話でねお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、本町におきましては、農道として位置づけているものはなく、ほぼ全て町道、あるいは町道と同等であり農地内の道を農道というふうに呼称されているというふうに思っております。

それでは、道路や水路を整備する場合のその整備の基準についての御質問ですが、町は従前から道路の新設改良や土地改良区が管理する農業用水路などの改良が必要な箇所につきましては、

土地改良区と協議し計画並びに実施しているところでもあります。

また、自治会からの要望につきましては、自治会からの聞き取りはもちろん現地調査の実施、財政担当課との協議や補助対象となる事業であるか等を総合的に検討した上で、実施の有無を自治会へ回答しているところでもあります。

よって、計画実施または要望事項採択については、特断その基準を明文化したものはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） このお話驚いたんですね、農道と私思ってたんですが、田んぼの中にある道も町道だと、田んぼの中の狭い道、まあいろいろあるんだろうと思うんですが、それも全て町道というふうに考えていいのかなと、今のお話で聞きましたんですが、その取り組みについてですね、今までのそのやり方ですとずっとやって来られたんだと思います。その成果というんですか結果、その政策で喜ばれたんでしょうか、要するに今このまんまで成果はどのように捉えておりますか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 道路それから水路の新設、改良工事を実施した受益を受ける一部の農地、農家の方にとっては利便性が向上したというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 受益者には利便性があつたと、要するにその道路なり用水路が隣接したようなところは、受益があつたというふうにいると、それ以外は受益がないと、忘れられてきたと、いろんな問題があるんだろうと思うのですが、今の件ですね、現在、ちょっとお聞きしたいんですが、現在の吉富町の総面積、耕地面積、田とか畑とかありますが、それと宅地面積、農業従事者数、それから農地地権者数ちゅうんですか世帯数ちゅうんですか、それから耕作放棄地面積を今出せますか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 細かな数字は今、手持ちがございませんのでちょっとお答えできませんが、（「専門家ですから」と呼ぶ者あり）はい。耕作放棄地につきましては29年度——今年度の11月末で約2,700ヘクタールと28年度と比較して0.8ヘクタールほど減少はしております。その他の数値につきましては、手元に資料ございません、ちょっとお答えできません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 農業従事者、さっと細かい数字じゃなくても頭には入ってると思うのですね専門家として、それからうちは2.2掛け3の5.6平方キロメートルと町の面積があったと思うのですが、それが何か近年5.72とか少しふえておりますよね、それから耕地面積、耕地面積は要覧によりますと200ヘクタールですか、20平方キロか何かそういう数字、ちょっとピンときませんが、そういうのをちょっと今、頭の中ずっと出ませんか、それとか宅地面積、農業従事者数わかる人おるんじゃないですか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、今ちょっとどこを通告書に従って、どこを聞きようか私もよくわからないで。

○議員（7番 是石 利彦君） 農業に関すること聞きたいわけですが。

○議長（若山 征洋君） 今どれ、①、②でどっちですかね、①ですか。

○議員（7番 是石 利彦君） 今①ですね。はい、①です。

○議長（若山 征洋君） もう①やったら3回ほど行きようから気をつけてください。

○議員（7番 是石 利彦君） いやいや、①の点々が入れてあると思うのですが。

○議長（若山 征洋君） この質問に従って、順序をよくこう質問して行ってください。お願いします。

○議員（7番 是石 利彦君） はあ、難しいことじゃないと思うんで。

農業に関すること聞きたいんですね。

まあ。

○議長（若山 征洋君） 立って。是石利彦議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 私を育てるように答えていただきたいと、（笑声）お願いします。

要するに私が危惧しよるのは、前担当課長にお聞きしたかと思いますが、700ヘクタールぐらいの農業放棄地ちゅうんですか、あつたと、しかし今は減ってますよと聞いたんですね。ああ、驚いたんです。以前はこう田んぼを見渡しても放棄地というんですか、セイタカアワダチソウとかあいうものが立ったまんまとか、そん中に大きな木にもう樹木ちゅうんですか、そういうものになってしまうような放棄された田んぼがよく見えたんですが、担当課長から言われた時に、そうしてみると少なくなったんだなというふうに思いました。

それで、現在は吉富町の農業振興というんですか、農業政策に問題点はどのようなところがあるのかとか、将来持続可能な農用地をどのようにするかちゅうことが頭の中にあるわけですが、要するにそれまでの吉富町農業政策から今まではほ場整備はなかなかできなかったわけですが、今、界木地区でほ場整備がされておりますよね、着手されております。それに私、反対してるわけじゃないんですよ。だから、今までのように今までの農業政策からほ場整備がなぜ必要かとか、必

要性があるかとか、どのようにこれからもそういう方向で行くのかどうか、問題があればそのようになるんだろうし、問題もなければ今までの今言った、町道ですか農道を整備する用水路の整備、それで十分じゃないのかなと思ったわけです。

今言われたように、さっき言ったように、農業放棄地も減っていたという、今までの方向でいいんじゃないかなという疑問から、こういう質問になったわけです。そういうことで、育てるような感じですね、父親のように、母親のように答えていただきたいと思います。

ぜひ、例えば現在ですね、界木地区でのほ場整備事業が進んでいますが、それまでの吉富町農業振興事業の違いと問題点をお聞きします。今まで進まなかった件ですね。

○議長（若山 征洋君） この点の2番目ですか。

○議員（7番 是石 利彦君） そうですね、点の2番目です。①のね。

○議長（若山 征洋君） 2の答弁したらいいですね。

○議員（7番 是石 利彦君） はい、それでいいです。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） ほ場整備が進まない理由、問題点ということの御質問です。それについてお答えさせていただきます。

ほ場整備がなぜ進まないかという理由ですが、それにつきましては、ほ場整備について地元説明会で農業者からの意見としまして、既にある程度の利便性がある、必要性を感じない、負担金を払ってまで基盤整備をしなくてもよい、将来転用して農地を処分したいなどの意見がありました。

それから、関係者全員の同意が得られる、実現しない理由でありますとともに、これは農業者だけの問題ではなく、先人が農業振興地域内の道路や水路を重点的に整備してきたことから、一部の農地については営農活動の利便性が格段に向上しました。結果的に、それがほ場整備を必要とされない理由、要因であると考えております。

先祖代々守り継いできた優良な農地を保全し、本町農業の発展をさらに図るためには欠かせない事業であります。町は今後も農業振興に取り組んでいくこととしてますが、土地所有者や耕作者、もちろん地域全体の問題として話し合いをしていただくことが重要であり、必要であるというふうに考えております。

また、地域の代表であります議員の皆様にも本町農業の振興をはけるためにもほ場整備は必要な事業であります。それを御理解いただいていると思いますが、本町農業をより一層発展させるためにも、今まで以上に御理解と御協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石利彦議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ほ場整備なり農業振興については、まずは耕作者の収入ちゅうんですか、農業収入の確保とか保全とか、いろんな理由がありますね。地域の環境を保全するとかそういうことがあります、これから農業者の数の推移ちゅうんですかね、どのようになるのかと、現在どうなのかと、例えば私いろいろ聞きましたんですが、各地区幾つかの地域で聞いたんですが、もう農業してないんですね。何人かの方、もう一人か二人にお願いしとるちゅうような話です。しかも、子供さんも帰って来んし、農業の土地の管理なんか頭にないちゅうような話も聞きますね。

それで、農業者がなくなっていく、農業者の数も少なくなっていくんじゃないかなと思うのですが、それでもなおそれをせなならんという農用地の振興ちゅうんですか、それについて見直しをするとか、どういうこれから取り組みを考えているかちゅうことをお聞きしたいんですが、もう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 農業振興地域につきましては優良農地を保全、維持する、そのための地域指定というふうに認識しております。

ですから、今後も本町の農業を推進していく、また農地の保全をするためには、見直しということについては考えておりません。また、土地改良事業、特にほ場整備事業につきましては、議員がおっしゃるように農業者が高齢化、または離農されていく中でいかにしてうちの本町の不整形な農地を整形し、大規模化、大区画化をするかということが重要ではないかというふうに思っておりますので、今後もほ場整備については積極的に推進し、町の農業発展を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これについては、要するに今までの吉富町の農業政策はどういうんですか、受益者負担というものがなくて、町道という形で整備されていたと今のお話から推測できます。それに比べて今のほ場整備というものは、いろんな条件がこうあるかと思いますが、条件のいいものはある程度の規模が必要だということもあるし、かといって地区の方の要望ちゅうんですかね、意見が集約できれば農用地の集約化とか、生産効率化とか、まあいろんないい面もあるかと思いますが、問題は受益者負担ということで受益者負担を払えるか払えないか、そういう問題が出ていると思います。非常に収入もないのに、農業による収入もないのに農業耕作者をお願いしてやってもらうために受益者負担というんですか、そういうお金をどっかから借りて、用立ててせなならんと、そういう方が果たしてどれくらいおるんでしょうか、それが心配です。例えば界木地区ではそれができたんでしょう。自分の農用地をどのように利活用するかちゅうこ

とは、その地権者その方の問題ですが、ただし農業という形で隣接した農用地との関係もあるでしょうから、非常に関係がなかなか難しい問題で、話しが今までできなかったちゅうことがあったんだろうと思うのですね。

今、界木地区がやっておりますが、ちらっと神揚地区ですね、最初の十何年前かな、最初のころに出ておりましたんですが、神揚地区も何か説明会を何かしたとかいう話も漏れ聞いておりますが、担当としてはどういう感触でしょうか。神揚地区はどうなんでしょうか、それをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 神揚地区を計画された当初、私は現在の担当課におりませんでしたので農業者の感触というのはわかりませんが、以前と比べるとなかなか高齢になって農業ができないということで、ほ場整備が必要だっていう意識をお持ちで、そういった意見がたくさんございました。

ただ、説明会では全員の参加ではなかった関係から、関係者ですね耕作者全員の意見を全て聞いているわけではございませんが、町としてはぜひ神揚地区はほ場整備を実施したいというふうに思っておりますので、今後も引き続き推進をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 最後に、農業の関係はこれ最後にします。

○議長（若山 征洋君） ①、③はいいんですか。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、もう今だいぶ聞きましたから。

○議長（若山 征洋君） ほじゃあ最後に行ってください。

○議員（7番 是石 利彦君） 今後、農家戸数の減少とか、例えば大きく言えば貿易に関する国際競争とか農業めぐる産地間競争、翻弄されることが危惧されるわけですが、それによって今ある農業者ちゅうんですかの収入が安定的に確保できないちゅうこともあるかもしれません。そういうことが考えらえると思うんですね。

それから、先ほど言った地権者ですね、地権者としての当然の権利や義務とか、地域全体の要望など考慮した直営事業というんでしょうかね、条例改正等の検討に入る必要があるのかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 若干、今の御質問の趣旨がちょっとわかりにくいのですが、農業振興につきましては本町の農業振興の計画に基づいて、その事業を進めて行きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） わかりました。

まあ、あの意見を言います。ほ場整備と農業整備の振興ちゅうのはなかなか今何ちゅうですかねジレンマがありますよね。やってほしいけれども、ほ場整備をすると集約ができてちゅういろんないい面もあるんですが、もう2周も3周もおくれてきたような政策だろうと思うのですね。これからどのようになるのかなということと、今言った農業生産による田んぼの保全ちゅうんですか、なかなか難しいじゃないかと思うので、私が思うのは例えば、一部ですね米作もあるし、畑作もあるちゅうか、家庭菜園のような畑を整備して貸すというか、そういうようなことで農業地域の保全を図るちゅうことも必要じゃないかなと思っております。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、2番目の防災からは、午後1番に入りたいと思いますが、どうですか。

○議員（7番 是石 利彦君） わかりました。結構でございます。

○議長（若山 征洋君） じゃあ、暫時休憩いたします。再開は13時からいたします。

午後0時07分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。是石利彦議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 休憩前に戻りますが、防災設備についてお伺いします。

防災についてお尋ねします。吉富町の災害現場での活動のうち消火活動については、早期発見、早期消火そして類焼、延焼などを起こさないことが重要です。年末年始火災予防運動なども実施されると思います。

消防車についてお尋ねします。

さて、消防活動のためにさまざまな消防設備があります。消防車出動についてですが、消防車出動の際には人員はどのように確保されるのでしょうか。要するに何人消防車を出すのに必要でしょうか。

吉富町には3分団、各20人、計60人の定員となっておりますが、団員の定年、年齢構成、補充状況をお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、ちょっとこの質問の通告に。

○議員（7番 是石 利彦君） はい、わかりました。ごめんなさい。通告に従ってって言わないけんかったですね。

○議長（若山 征洋君） そうです。

○議員（7番 是石 利彦君） 第1分団消防タンク車の活用について、いろいろとお伺いしたい
と思います。

団員ならば誰でも運転できるのかと書いておられますが、それからタンク車とその他の消防車の
違いについて、それから一遍に言おう。四輪駆動車かどうか、それからバックモニターがあるの
かどうか、タンク消防車が浸入でき安全に通り抜ける道の整備は最優先と考えるが現状はどうか、
この5点を最初にお伺いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

まず、第1分団消防タンク車の活用について、団員ならば誰でも運転できるかという御質問で
す。

団員であれば運転は可能でございます。ただし、8トン未満の中型運転免許が必要となります。

次に、タンク車とその他の消防車の違いについてでございますが、現在、消防団が使用する消
防車両は第1分団が水槽付消防ポンプ車、第2分団、第3分団が消防ポンプ車を使用しておりま
す。

水槽付消防ポンプ車は、他の消防車両と同様にポンプ装置を搭載しているほか、1.5トンの
水を積載できます。これにより水利を確保するまで時間に初期消火活動を迅速に行うことができ
ます。ポンプ付消防車は二輪駆動でございます。バックモニターはついておりません。

タンク消防車が浸入でき安全に通り抜ける道の整備が最優先と考えるが現状はどうかという御
質問につきましては、現在、水槽付消防ポンプ車の車両幅では通ることが困難な道路もございま
す。道路の拡幅につきましては、担当課で整備促進を図っているところでございますが、用地の
確保など地元住民との協議や協力が不可欠であり、短日月に整備できるものではございません。
初期消火に当たっては水槽付消防ポンプ車だけでなく、各地区の消防水利の確保も必要と考えて
おります。河川、池などの自然水利のほか、水利の乏しいところは消火栓、防火水槽の設置によ
る消防水利の整備を推進したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほど読みましたけれども、定員が60名ですね。その方に今、
団員確保というのはなかなか難しいと聞いておりますが、ちらっとこう見ると若い方がたくさん
入って来ていただいております。

先ほど、例えば消防車を運転するのは誰でもいいのかとこう言ったんですが、最近は若い人も
免許証の区分があると聞いておりますね。普通車ならばいいんでしょうけれども中型車ですか、
8トンでしたかね、そういうことあるんですが、消防車運転するためには普通免許証の何と言う

んでしょかね、レシプロと言うんですかね、（「マニュアル」と呼ぶ者あり）マニュアルか、マニュアル運転と言うんですかね免許証だろうと思うのですが、最近はおトマの免許限定車ちゅうんでしょかね、そういう免許証の方がおった場合は、その方々は運転できないということになります、その辺のことはどうなっておるのかということもちょっとお聞きしたいかと思います。

それから、タンク車はタンク車というか消防車ちゅうのは後が見えないわけですね、バックするちゅうことは当然現場でもあるかと思いますが、後の安全確保ちゅうのがなかなか難しいかと思えます。明るい時だけではなく夜もあると思えます、そういう時に安全確保をどのように指導されているのか、それも合わせてお聞きしたいかと思えます。

その中にタンクというのは、中に先ほど1.5トンの水槽を抱えておって、それを運転するというのはかなり高度な気を使う運転だろうと思うんですが、その点も合わせてお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

運転免許制度が変更になりました、今まで普通免許を持っていれば運転できていたポンプ車両も、免許制度に伴いましてできない運転免許保持者もあらわれてきております。今のとこと、第1分団の水槽付ポンプ車については皆さん運転できる免許証を持っておりますので、今のところは支障はございませんが、今後新たに入る団員の中には、もしかしたら運転できない方もあらわれてくるかというふうに懸念はしております。

次に、安全確認でございますが、消防車両はまず2名以上の団員が駆けつけなければ発進、出動することはございません。でございますので、仮に現場でバックをするようなことがある場合は、もう1人の人間が後ろで控えて安全確保するようにいたしております。

最後に、ポンプ車の運転は非常に大きな車なので、通常難しいんじゃないかということでございますが、それについては毎月1回訓練をいたしておりますので、その中で運転技術を磨いているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 現場でそれぞれの分団で消火活動の訓練をされておると聞いておりますが、今言ったポンプ車の御町内の消火というんですか、試にそこに入って行く、抜けて行く、ここは抜けて行かないというような訓練も合わせてやる必要があるかと思えますが、今先ほどのお答えの中でオトマチックの運転者ということがありました。それから二輪駆動車ではないと、現場ではなかなかぬかるんで厳しいこともあるかと思えます。四輪駆動車とかオトマチック車の選択肢はなかったのでしょうか。

次にいつ交換というんですか、変える時期が来るかと思いますが、そういう時に今言ったようなことを考慮すべきと思いますが、いかがでしょうか。

それからもう1つ、タンク消防車が抜けられない道を小犬丸地区につくりました。あれの計画ちゅうんですか、早く抜けられるように入っていったら抜け出せないということになるかと思いますが、その防災道路の整備を早めて計画というんですか、ロードマップちゅうんでしょうか、地域の方々に投げかけてやっていただきたいと思いますと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今のところ2駆で消火活動に支障が起きたという話は、今のところ聞いておりません。四駆があれば、確かにぬかるんだ場所でも行けるとは思いますが、今のところそういったことは聞いておりません。検討する余地はあるかなというふうには思っております。

そして、あとバックモニターについては、先ほど申し上げたとおり他の団員が安全確認を行っておりますので、あるに越したことはないでしょうが今のところはそれで対応できるというふうに思っております。

あと、道の確保ですが、これ先ほど答弁の中で申し上げましたが、やはり道を拡幅するためには地元の協議、協力が不可欠になっておりまして、直ぐにできるものではございません。根気よくそういった箇所は担当課のほうが住民の方と協議をしているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） スムーズな安全な消防活動ができるように環境を整えていただきたいと思います。

次に行きます。

吉富町にも五階建の多層階住宅というんでしょうか、そういうものの到来となりました。もう既に民間で五階建ての住宅ができております。別府にも町営住宅ができております。それから県と同じような住宅もできております。今以上に多層階のビルが建築できるかもわかりませんが、合わせて多層階住宅の消防設備計画はどのようになっているのか、現在の別府団地でしょうかのこともあわせてお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

消火活動計画については、本町の常備消防である京築広域圏消防本部において、消防本部火災出動要領、消防本部警防規程を策定いたしております。これらの規程に基づき指揮体制、消火活動、救助活動等の警防活動を行っております。

多層階の消火につきましては、特にそういった規程は定めてないようでございますが、現在、大型化学高所放水車を平成25年に設置し、最大地上高21メートル、別府団地は五階建てで屋上の一番高いところまで17.26メートルのようでございますが、それより高い21メートルまで対応できるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 多層階ちゅうんですか、の住宅にも十分に対応できる消防はしご車が用意されているということです。

先ほど言ったように消火活動には早期発見、早期消火ということが一番大事と思われると言いましたんですが、こういう多層階のところでは、どのような消防設備になってるんでしょうか。今ある3つの住宅ちゅうんですか、の比較も合わせてわかるころがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをします。

議員のおっしゃるように初期消火、火災の鎮火は初期消火が大切だというふうに思っております。ただ、そういった高いところに今の消防車、うちが持っている消防車が、そういった高いところに届くかというのは、何メートルまで届くかというのは今ちょっと資料的に持ってないんですけども、かなり高いところまで、議員も消防団にいらっしゃっていたのでわかると思うのですが、かなり高いところまで届くなというふうには思っております。

まずは、うちの持っている消防車で初期消火に全力を尽くして、本部常備消防である京築広域圏消防本部が来るまで何とか対応したいというふうに思っております。そのために、うちの消防団が多層階に対応した高所の科学高所放水車を購入しようというところまでは考えておりません。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） 今現在、どのように計画しとったですかね、聞いたと思うのですが、別府団地の別府団地はどのようになっていますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 別府団地の階層で高いところで火災があった場合は、今本町が初期消火に当たっては本町が保持している消防車でできる限り対応したいと思います。その間に広域圏の大型化学高所放水車が来るまで何とか対応したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ということは、現在の建築中の別府団地には、各層に消火設備が

ないということのようですね。今そう言われました。それは、そのなくてもよろしいのでしょうか。そういう法律ちゅうか、その辺をちょっと、合わせてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 質問が消防団の対応という形で質問を受けたものですから、消防団としてそういうふうにするというふうにお答えしたつもりでした。

団地にどういう設備があるかというのは、ちょっと済みません、私は把握しておりませんので、担当課のほうで答えれば答えていただきたいと思います。消防団とすればそういった対応をしたということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

各階に消火栓はございません。いろいろ消防署と協議した上では、消火をするより、まず逃げてくださいということで、東と西に非常口、そして真中にも階段で逃げる逃げ道をつくっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） わかりました。次に行きます。

○議長（若山 征洋君） はい、時間もないよ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そのまず逃げてくださいちゅうのも初めて知りました。なかなか驚きましたけれども、例えば消火活動すると水をかけるわけですね。水をかけても消えたようにあってもなかなか消えないということで、いつまでもかけなならんということが起こっているわけです。それで、多層階の場合はかなりの水をかけた場合に、これにも書いてあると思うのですが、消火水による二次災害のことをどのようにするかちゅうことなんです。科学消防、消火剤というんですか、そういうものとか、各戸に置くあれ消化器というんですか、ああいうもので対応すれば、例えば上であっても下にはそういう危害は起こりにくいかあるかと思うのですが、そういうことは考えてはいないのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 消火器につきましては、消防団がそれをいろんなところに置くということではございません。それぞれの家であれば家の方が準備するでしょうし、団地についてはどういった形で準備しているかというのはちょっとわかりませんが、それぞれ個人が準備するものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 水の件ですが、消火栓は団地内には備えております。先ほど言うたのは、住まれている方がそういう消防ホースを持って消火活動はしないほうが良いということで私聞いております。

やはり、そういう放水活動は消防士のほうにお任せを願いたいたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） もう時間ございませんが、例えば火災報知機はつけなならんようになつてると思うんです。火災報知機です。それはどういうふうには今回はなるのかちゅうことと、それから入居者の中に二次被害、消防保険ちゅうんですか、正しい言い方はよくわかりませんが、それに入れていただければ補償がある程度もらえるという保険がございます。そういうのを先ほど同僚議員が午前中質問してありますが、ぜひとも入居者に周知徹底をして年間1,000円ちょっと、1,000円ぐらいということを知っておりますが、そういうことを周知徹底して入っていただくと、最初から条件の中に入れるとかいうことが必要だと思うのですが、もう一度その辺をお願いいたします。

通告はないけれど、先ほど言った二次的被害。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 個人、個人間の補償について各々保険がありますので、そういうのを入られると思います。町がそれを条件とか、そういうのはできないと思いますので、今アパート、貸し家等に入られる方はそういう保険には入られてもいると思います。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） はい、わかりました。

じゃあ、3番に行きます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、挙手をしてからしてください。はい、是石議員。もう時間ないから、さっと言ってください。

○議員（7番 是石 利彦君） はい、さっで行きましょう。

消火活動では早期発見と言いましたんですが、町内に水利が足りないということは今もう明確なことで、ぜひとも各地域に水利が必要だということを見ながら、ぜひとも促すような活動をしていただきたいと思いますと思いますが、ちょっと時間切れでしたが、総務課長お願いします。

周知していただきたいと思います。終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 次に、横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 議員席5番、横川です。通告に従って質問させていただきます。

1番、防災行政についてということで、まずことしお金が出ております防災訓練の取り組みについてと、諸団体と締結されている防災協定の2点において、その内容と今後の課題も含めた取り組みについて質問させていただきます。

本年11月26日に5回目の防災訓練が実施されました。寒い中にもかかわらず450名近くの多くの町民が参加され、いろんな催しがあり、楽しみながら防災訓練ができたというお話を伺っております。担当課では毎年マンネリ化を防ぐため、いろいろと創意工夫をされ、その成果がこの参加数にあらわれているのだと思います。もちろん各課の協力もありますが、この担当課の努力に感謝申し上げますとともに、今後も防災意識の向上により一層努めていただきたいと思います。

まず1、防災訓練について、①、今後の取り組みを説明してください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

現在、毎年定期的に全町を対象とする避難訓練を実施していますが、今後とも継続して行ってまいりたいと考えております。訓練の方法については、吉富小学校に全地区が集合するのはいかがなものかといった御意見はございますが、やはり現段階では各地区に集団避難を正確に素早く行っていただくということを重点課題しておりますので、町が全町を対象として年に1度定期的に行う訓練としては、今の形をとることになると考えております。

本町の災害対策といたしましては、まず防災意識を高めていただくこと、さらには本町で起こりうる災害や災害種別ごとの危険箇所の熟知、または家庭で、地域での普段からの避難体制の強化といったところを重点課題として取り組んでおります。

そのためには、まず防災訓練や防災講演会といった防災関連事業に参加していただくことが防災意識を高めるきっかけになると思っております。

今後ともより多くの住民の皆様に参加していただけるよう工夫を凝らして事業を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 今後の取り組みの中で、この町主催の防災訓練、5年、10年と期限を定めているのかどうか。それと、毎年アンケート調査を行っておりますが、本年度の調査ではどのような意見があり、担当課ではその意見を踏まえ今後の取り組みにどう生かしていくのかをお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 防災避難訓練は繰り返し行うことが重要だと思っておりますので、今後とも継続して行いたいと思っております。

アンケートにつきましては、今現在集計をいたしております。去年までのアンケートをもとに例年のアンケートをもとに毎年行う内容を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 大まかでどのような意見があったかを含めて。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今集計をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） では、次の質問に移ります。

この開催される時期が11月の第4週ということで、他の自治会との行事が重なり町民や消防団員の方々の参加が困難であるという実情があります。道路愛護という事業を優先させるためなのか、この時期になるのかわかりませんが、もしそうならば防災訓練を優先させるべきで日程変更をしてより多くの方々が参加されるようにしてはどうでしょうか。来年度の日程の変更は考えていませんか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

道路愛護も重要な行事だというふうに思っておりますので、今の日程で行きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） もう少し慎重に日程を調整していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2番、地域防災力向上のための各地区への取り組みを説明してください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

本町の地域防災力の向上に関する取り組みは、避難訓練以外にも各地区や住民に向けて防災力向上のための取り組みを行っています。

防災に対する組織づくりとして、平成23年3月の東日本大震災を契機に全国各地で自主防災組織設立の機運が高まりました。本町においても平成23年度中に全自治会で自主防災組織を設

立していただいております。設立当初は、活動に必要となる資機材等が全くない状況からスタートとなりますので、資機材を買い揃えるための費用の助成を行いました。この助成は、平成24年度から26年度までの3年間、各自主防災組織に年間10万円を上限とした期限付の補助金でありまして、全自主防災組織においてこの補助金を活用して防災資機材を揃えていただいたところがございます。

また、リヤカーやライト付ラジオ等の資機材現物支給も行いました。このような防災資機材を揃えていただくこととは別に、ハザードマップの作成、配布や防災講演会、防災避難訓練の開催といったソフト面での取り組みも並行して行っております。

この取り組みは、1年を通して計画的に行っております。まず、年度がわりに各自主防災組織の役員名簿を提出していただき、各地区における防災体制の確認をしていただいております。そして、4月または5月には各自主防災組織の役員向けに研修会を行っております。この研修会では新たに各地区の役員になった方もいらっしゃいますので、自主防災組織における年間行事の情報共有、防災に関する基礎知識の習得、各地区の自主防災組織で平時から取り組んでいる事例の紹介などを行っています。

さらに、9月には防災講演会を開催しております。ここ数年は、東日本大震災を経験された講師をお招きし、実体験を交えた講演会を実施しております。日ごろから地域で家庭で何ができるか、何をしておくべきかといったことを考える機会となっていると思っております。

これらを通じて、防災に関する知識を身につけていただいた上で11月の全町を対象とする防災避難訓練により実際に集団による避難行動を体験していただいております。

この防災避難訓練に先駆け、10月には訓練に参加する関係機関による訓練全体会議を、そして訓練終了後には12月に開催しております訓練反省会を行い、訓練の準備や実際の避難行動で得た課題などを洗い出し、さらなる防災体制の整備に取り組んでいるところがございます。

このほかにも、各地区における避難行動要支援者の支援計画の作成などの取り組みも行っており、いざという時の備えを全町的に行っていただいているところがございます。

自主防災組織の取り組みは、同じ町内でも取り組みが進んでいる地区や、そうでない地区がありますが、町としては全自主防災組織の防災力の底上げを図ることを目的としておりますので、各地区の実情等も考慮しながら引き続きサポートをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 今の課長が御説明いただいたとおりですが、今取り組んでいる各種事業で啓発、実技指導などやっておりますけれども、やはり各自治会では自主的な取り組みについてまだ温度差が、先ほど御紹介があったように温度差があるようです。この取り組みで各地

区に任せるのではなくて、各地区の実情に合った訓練、ハザードマップなどを利用しながらの明確にしたマニュアルが必要ではないかと考えます。その点も含めまして、今後の各地区への提案、アドバイス等がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 自主防災の訓練、自主防災と言いますか避難訓練につきましては、当初の質問で申し上げたとおり全町的に行うためには、こういった形をとらざるを得ないというふうに思っております。それぞれの地区については、それぞれの自主防災組織で自主的に行っていただきたいというふうに思っております。

そのために先ほど御説明したように、年度当初に研修会等を行っておりますし、反省会等も行い、その中で、お互い勉強しながら今進めているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 今後とも啓蒙、指導をしていただいて、よりよい防災意識の向上に努めていただきたいと思います。

次に、2番、防災協定についてをお尋ねします。

既に協定している団体等、その内容について説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

現時点では大きく5つの災害協定を締結しております。5つ御説明をいたします。

1つ目は、協定の名称は、災害時における福岡県内市町村間相互応援に関する基本協定。相手方は福岡県内の全市町村でございます。内容は、食料、水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供、車両船艇等の提供、医療職、技術職、技能職等の派遣、被災者の受け入れ、ごみ、し尿等の処理のための施設の提供、ボランティアの受け付け及び活動調整。

2つ目は、名称、吉富町における大規模な災害時の応援に関する協定書。相手、国土交通省。内容、被害状況の把握、情報連携網の構築、現地情報連絡員の派遣、災害応急措置などがございます。

3つ目、名称、防災行政無線遠隔制御の運用に関する協定書。相手、京築広域圏広域市町村事務組合。内容、火災等緊急時の防災行政無線の遠隔放送。

4つ目、名称、消防相互応援協定。相手方、県内全市町村及び全消防組合、中津市京築広域消防、航空自衛隊築城基地、門司海上保安部。内容、消防その他全ての災害において、相互協定を結んでおります。

5つ目、名称、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書。相手方、特別養護老人ホーム吉富鳳寿園、特別養護老人ホームさくら苑、グループホームだんらん。内容、大規模災害時に一般の避難所では生活が困難な要配慮者を空きベッド等の状況に応じて受け入れていただくというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） るる説明を受けました。それで、11月の議会報告会の中で高浜地区では災害時の避難所として田辺三菱製薬さんが受け入れ態勢ができていているというお話を聞いて、他の地区の方々もぜひ私たちの地区も避難所として受け入れてほしいという多くの要望がありました。担当課ではその要望等が届いていますかね。要望があったとしたら、今後はどういうアプローチをしていくのかお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 次の質問にもございますが、今後の取り組みということの中で合わせてお答えしたいと思います。

現在、津波災害時の緊急避難施設として使用に関する協定書の締結に向けて田辺三菱製薬吉富工場さんと協議をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） まあ、次の質問と重複するでしょうけど、そうなんです、もう進んでるんですね。ありがとうございました。

次に、今後の取り組みについて説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今お答えしました田辺三菱製薬吉富工場さんとは別に、災害時における物資の供給協力に関する協定についても、町内のスーパー川食さんやマルミヤストアさん、コスモス薬品さんといった町内業者との調整をこれから進めていきたいと思っております、年度内には締結を目指して協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） これは、ひとつ提案なんですけれども、隣の上毛町さんでは、上毛町にあります東部建設業組合さんとの間で防災協定を締結させるため、その準備を進めていると聞いております。火災の場合には初期消火が大変重要であります、同じように自然災害でも初期での対応が二次、三次の災害を防ぐため非常に大切なことです。例えば、土砂崩れ、風倒木、

土砂の堆積などの処理、その対処に職員や消防団でのマンパワーでは対応できない災害事例があります。自衛隊を呼ぶまでもないその中間として対応力がある、また即応力があり機械力もある町内業者も参画しています、この組合との連携が必要ではないでしょうか。わが町もこの協定に参加してはどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） ぜひお話を伺いたいなというふうに今思っています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 検討するではなく、お話を伺うということは、前向きに進むと了解して私の質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で一般質問を終わります。お疲れさんでした。

○議長（若山 征洋君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 1 時44分散会
